

参考資料及び用語解説

1 一般廃棄物処理基本計画策定の主な経過

- | | |
|---|------------------|
| (1) 本市のごみ処理の現状と課題について報告 | 平成30年11月 |
| ○環境審議会（H30.11.14）でごみ処理の現状と課題について報告。 | |
| (2) 環境審議会に諮問 | 平成31年 3月 |
| ○環境審議会（H31.3.20）に一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問。 | |
| (3) 一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置 | 平成31年 3月 |
| ○環境審議会（H31.3.20）で一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置について審議。 | |
| (4) 第1回一般廃棄物処理基本計画検討部会 | 令和元年 5月 |
| ○第1回検討部会（R1.5.31）で、一般廃棄物処理基本計画（目的、位置づけ、期間）及びごみ処理計画（ごみの排出状況、資源化状況、処理状況等）について検討。 | |
| (5) 第2回一般廃棄物処理基本計画検討部会 | 令和元年 7月 |
| ○第2回検討部会（R1.7.19）で、ごみ処理計画（ごみ処理に関する課題及び基本方針、市民・事業者・行政の協働と役割等）について検討。 | |
| (6) 環境審議会 検討部会の検討状況確認 | 令和元年 8月 |
| ○環境審議会（R1.8.27）で一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討状況を報告。 | |
| (7) 第3回一般廃棄物処理基本計画検討部会 | 令和元年 8月 |
| ○第3回検討部会（R1.8.28）で、「ごみ処理計画」（ごみ排出量の予測、減量化・資源化の数値目標、基本方針に基づく施策、ごみ処理広域化との関係等）について検討。 | |
| (8) 第4回一般廃棄物処理基本計画検討部会 | 令和元年 10月 |
| ○第4回検討部会（R1.10.23）で、「生活排水処理計画」等について検討。
一般廃棄物処理基本計画（部会素案）のとりまとめ。 | |
| (9) 環境審議会 検討部会から検討結果の報告及び審議 | 令和元年 11月 |
| ○環境審議会（R1.11.21）で一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討結果を報告及び内容について審議。 | |
| (10) 一般廃棄物処理基本計画（案）を議会総務常任委員会へ報告 | 令和元年 12月 |
| ○計画（素案）を総務常任委員会で報告。 | |
| (11) パブリックコメントの実施 | 令和元年 12月～令和2年 1月 |
| ○パブリックコメント実施。（R1.12.13～R2.1.14） | |

(12) 環境審議会 答申案の審議

令和2年 3月

○環境審議会（R2.3.24）で一般廃棄物処理基本計画の策定に係る答申案の審議。

(13) 環境審議会からの答申

令和2年 3月

○環境審議会長から小田原市長に答申を提出。（R2.3.27）

(14) 一般廃棄物処理基本計画の策定

令和2年 3月

○一般廃棄物処理基本計画を策定。

2 環境審議会における審議経過と委員名簿

(1) 環境審議会における審議経過

開催日	審議内容等
平成30年11月14日	・本市のごみ処理の現状と課題を報告
平成31年 3月20日	・一般廃棄物処理環境基本計画の策定について諮問 ・一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置について審議
令和元年 8月27日	・一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討状況報告
令和元年 11月21日	・一般廃棄物処理基本計画の策定に係る部会案について審議
令和2年 3月24日	・一般廃棄物処理基本計画の策定に係る答申案について審議
令和2年 3月27日	・一般廃棄物処理基本計画の策定について小田原市長に答申

(2) 環境審議会一般廃棄物処理基本計画検討部会検討経過

開催日	検討内容等
令和元年 5月31日	・検討スケジュール、一般廃棄物処理基本計画の概要、ごみ処理計画のごみの排出状況、資源化状況などについて検討
令和元年 7月19日	・ごみ処理計画のごみ処理の課題、基本方針などについて検討
令和元年 8月28日	・ごみ処理計画の排出量の予測、数値目標などについて検討
令和元年 10月23日	・生活排水処理計画、推進体制などについて検討

(3) 小田原市環境審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職
田 中 充	会長（法政大学 社会学部教授）
駿 河 寛	副会長（小田原市自治会総連合 環境福祉部会長）
奥 真 美	首都大学東京 都市環境学部教授
杉 山 涼 子	岐阜女子大学 特任教授
増 原 直 樹	総合地球環境学研究所 研究部 上級研究員
下 田 成 一	市民公募
田 中 宏 明	市民公募
畠 山 義 彦	市民公募
小 川 勝 久	小田原箱根商工会議所 議員
篠 本 幸 彦	酒匂川漁業協同組合 代表理事組合長
鈴 木 一 成	関東地方環境事務所 環境対策課長
人 見 孝	神奈川県県西地域県政総合センター 環境部長

注) 委員の役職は令和2年3月現在のものです。

(4) 環境審議会一般廃棄物処理基本計画検討部会員名簿

氏 名	役 職
杉 山 涼 子	部会長（岐阜女子大学 特任教授）
駿 河 寛	部会委員（小田原市自治会総連合 環境福祉部会長）
小 川 勝 久	部会委員（小田原箱根商工会議所 議員）

(5) 小田原市環境審議会への諮問

環 政 第 145 号
平成 31 年 3 月 20 日

小田原市環境審議会
会 長 田 中 充 様

小田原市長 加藤 憲一

小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）
小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成 6 年 9 月 30 日小田原市条例第 17 号）第 9 条第 2 項第 2 号の規定に基づき次のとおり諮問いたします。

（諮問事項）

（第 4 次）小田原市一般廃棄物処理基本計画は、いかにあるべきか。

（諮問理由）

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づく長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

平成 25 年度に策定した、（第 3 次）小田原市一般廃棄物処理基本計画では、「省資源・循環型社会を目指したまちづくりの推進」と「市民・来訪者、事業者、行政の協働と役割分担」という基本方針が示され、その目標達成に向け取り組んでいます。

平成 31 年度をもって 6 年間の計画期間が終了することから、この間の社会経済情勢の変化に対応した（第 4 次）小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定し、更なるごみの減量化と資源化の推進を図るため、諮問するものです。

(6) 小田原市環境審議会からの答申

環 審 第 4 号
令和 2 年 3 月 27 日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市環境審議会
会 長 田 中 充

小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）
平成 31 年 3 月 20 日付け環政第 145 号により当審議会に諮問された標記事項について、慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得たので、答申する。

1 計画策定に当たっての基本的な考え方

計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方とすること。

- (1) 循環型社会を構築するためには、ごみを発生させない対策が重要であることから、廃棄物の発生抑制に重点を置いたごみ減量化の推進を図ること。
- (2) 紙類等の分別を一層徹底するとともに、剪定枝類等の資源化品目の拡大や焼却灰の資源化率の向上を図るなど、資源化の徹底に努めること。
- (3) ごみ処理施策の実施状況や人口減少、少子・高齢化、ライフスタイルの多様化などの社会経済情勢の変化等を踏まえながら、食品ロスやプラスチックごみの削減などの新たな課題に対応した計画とすること。
- (4) ごみの収集運搬、中間処理、最終処分に至るまで、全ての段階で廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を図るとともに、安定的かつ継続的な廃棄物の適正処理を推進すること。
- (5) 生活排水処理については、神奈川県生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道事業計画区域内では、公共下水道処理の普及拡大を目指すとともに、事業計画区域外の地域では、合併処理浄化槽の普及を推進すること。

2 計画推進に当たっての留意事項


一般廃棄物処理基本計画に位置付けられた各施策は、市・市民・事業者の連携と協働のもと、それぞれが役割を果たしていくことにより着実に推進されるよう努めること。


以上を踏まえ、小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定を行うとともに、計画を実効あるものとするため、施策の実施に際して市の積極的かつ真摯な取組を期待する。

3 ごみ処理データ等

(1) 年度別ごみ排出量

(単位 トン)

年 度		H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)
可燃	燃せるごみ	57,408 (△1.3%)	55,561 (△3.2%)	54,109 (△2.6%)	53,721 (△0.7%)	54,134 (0.8%)	53,801 (△0.6%)
	燃せないごみ	3,999 (△3.5%)	3,843 (△3.9%)	3,836 (△0.2%)	3,955 (3.1%)	4,022 (1.7%)	3,972 (△1.2%)
不燃	大型ごみ	312 (△4.9%)	308 (△1.3%)	302 (△1.9%)	315 (4.3%)	327 (3.8%)	344 (5.2%)
	資源						
資源	ペットボトル	704 (△1.7%)	683 (△3.0%)	692 (1.3%)	737 (6.5%)	746 (1.2%)	734 (△1.6%)
	トレー類・  表示のあるもの	1,678 (△1.7%)	1,673 (△0.3%)	1,750 (4.6%)	1,773 (1.3%)	1,791 (1.0%)	1,782 (△0.5%)
	紙・布類	14,704 (△2.6%)	13,895 (△5.5%)	13,026 (△6.3%)	12,871 (△1.2%)	12,678 (△1.5%)	12,200 (△3.8%)
	缶 類	723 (△5.0%)	690 (△4.6%)	708 (2.6%)	708 (0.0%)	686 (△3.1%)	658 (△4.1%)
	びん類	1,606 (△1.5%)	1,488 (△7.3%)	1,456 (△2.2%)	1,443 (△0.9%)	1,448 (0.3%)	1,455 (0.5%)
排出量		81,134 (△1.7%)	78,142 (△3.7%)	75,878 (△2.9%)	75,523 (△0.5%)	75,832 (0.4%)	74,946 (△1.2%)

年 度		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
可燃	燃せるごみ	53,260 (△1.0%)	52,495 (△1.4%)	51,844 (△1.2%)	51,910 (0.1%)	51,204 (△1.4%)	51,030 (△0.3%)
	燃せないごみ	3,885 (△2.2%)	3,673 (△5.5%)	3,631 (△1.1%)	3,496 (△3.7%)	3,546 (1.4%)	3,712 (4.7%)
不燃	大型ごみ	334 (△2.9%)	309 (△7.5%)	314 (1.6%)	352 (12.1%)	331 (△6.0%)	347 (4.8%)
	資源						
資源	ペットボトル	741 (1.0%)	707 (△4.6%)	698 (△1.3%)	670 (△4.0%)	687 (2.5%)	724 (5.4%)
	トレー類・  表示のあるもの	1,799 (1.0%)	1,805 (0.3%)	1,884 (4.4%)	1,943 (3.1%)	2,004 (3.1%)	2,063 (2.9%)
	紙・布類	11,730 (△3.9%)	11,306 (△3.6%)	10,953 (△3.1%)	10,470 (△4.4%)	9,949 (△5.0%)	9,536 (△4.2%)
	缶 類	626 (△4.9%)	587 (△6.2%)	580 (△1.2%)	533 (△8.1%)	547 (2.6%)	532 (△2.7%)
	びん類	1,445 (△0.7%)	1,401 (△3.0%)	1,374 (△1.9%)	1,342 (△2.3%)	1,311 (△2.3%)	1,275 (△2.7%)
排出量		73,820 (△1.5%)	72,283 (△2.1%)	71,278 (△1.4%)	70,716 (△0.8%)	69,579 (△1.6%)	69,219 (△0.5%)

* () 内は前年比

(2) ごみの処理量

(単位 トン)

年 度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)
総処理量	81,134	78,142	75,878	75,523	75,832	74,946
焼却量	57,900	55,896	54,623	54,197	54,710	54,332
埋立量	592	554	640	589	602	644
資源化量	22,642	21,692	20,615	20,737	20,520	19,970

焼却灰の量	7,862	7,641	7,487	7,622	7,418	7,460
埋立量	4,218	3,760	3,601	5,041	6,360	6,907
資源化量	3,644	3,881	3,886	2,581	1,058	553
灰資源化率	46.3%	50.8%	51.9%	33.9%	14.3%	7.4%
灰発生率	13.6%	13.7%	13.7%	14.1%	13.6%	13.7%


年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
総処理量	73,820	72,283	71,278	70,716	69,579	69,219
焼却量	53,994	52,965	52,190	52,015	51,412	51,884
埋立量	563	600	553	601	617	304
資源化量	19,263	18,718	18,535	18,100	17,550	17,031


焼却灰の量	7,250	7,275	7,170	6,710	6,568	6,404
埋立量	6,897	6,915	6,794	6,308	6,205	6,004
資源化量	353	360	376	402	363	400
灰資源化率	4.9%	4.9%	5.2%	6.0%	5.5%	6.2%
灰発生率	13.4%	13.7%	13.7%	12.9%	12.8%	12.3%

* 灰発生率＝焼却灰の量÷焼却量×100

(3) 資源化の内訳

(単位 トン)

年 度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)
紙・布類	14,684	13,877	13,006	12,848	12,669	12,203
ペットボトル	619	597	598	645	636	654
トレー類・  表示 のあるもの	1,918	1,940	1,875	1,924	1,918	1,921
缶 類	608	577	578	573	556	536
びん類	1,193	1,170	1,128	1,158	1,140	1,103
蛍光灯ほか	311	320	327	341	336	352
破碎後金属	812	813	868	816	809	771
その他	2,497	2,398	2,235	2,432	2,456	2,430
資源化量合計	22,642	21,692	20,615	20,737	20,520	19,970
ごみ総排出量	81,134	78,142	75,878	75,523	75,832	74,946
資源化率	27.9%	27.8%	27.2%	27.5%	27.1%	26.6%

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
紙・布類	11,731	11,307	10,961	10,460	9,918	9,495
ペットボトル	618	610	602	626	578	596
トレー類・  表示 のあるもの	1,857	1,781	1,823	1,939	1,988	1,842
缶 類	517	494	484	463	457	444
びん類	961	1,068	1,085	977	913	839
蛍光灯ほか	295	280	287	265	261	251
破碎後金属	681	679	701	687	688	690
その他	2,603	2,499	2,592	2,683	2,747	2,874
資源化量合計	19,263	18,718	18,535	18,100	17,550	17,031
ごみ総排出量	73,820	72,283	71,278	70,716	69,579	69,219
資源化率	26.1%	25.9%	26.0%	25.6%	25.2%	24.6%

* 資源化率＝資源化量合計÷ごみ総処理量×100

(単位 トン)

年 度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)
焼却灰の 資源化量	3,644	3,881	3,886	2,581	1,058	553
焼却灰を含む 資源化量合計	26,286	25,573	24,501	23,318	21,578	20,523
焼却灰を含む 資源化率	32.4%	32.7%	32.3%	30.9%	28.5%	27.4%

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
焼却灰の 資源化量	353	360	376	402	363	400
焼却灰を含む 資源化量合計	19,616	19,078	18,911	18,502	17,913	17,431
焼却灰を含む 資源化率	26.6%	26.4%	26.5%	26.2%	25.7%	25.2%

(4) 人口の推移

各年とも10月1日現在のもの(単位 人)

年 度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)
人 口	198,881	198,698	198,341	198,373	197,733	196,880

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
人 口	196,073	195,125	194,086	193,313	192,407	191,181

(5) 入込観光客数の推移

(単位 千人)

年 度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)
延観光客数	5,183	5,191	5,205	5,040	4,246	4,370
宿泊客数	237	233	229	229	219	230
日帰り客数	4,946	4,958	4,976	4,810	4,028	4,140

年 度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
延観光客数	4,650	4,514	4,538	5,943	6,115	6,182
宿泊客数	248	235	226	198	265	304
日帰り客数	4,402	4,280	4,312	5,746	5,850	5,879

4 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

[平成5年9月30日 条例第23号]

目次

第1章	総則（第1条～第5条）
第2章	一般廃棄物処理計画（第6条）
第3章	減量化及び資源化の推進（第7条～第11条）
第4章	廃棄物の適正処理（第12条～第18条）
第5章	多量排出事業者（第19条・第20条）
第6章	処理手数料等（第21条～第23条）
第7章	雑則（第24条～第27条）
第8章	罰則（第28条・第29条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、有効利用及び適正な処理に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の排出を抑制することをいう。
 - (2) 資源化 廃棄物を原材料、熱源等として利用することをいう。
 - (3) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、計画の策定、施設の整備、市民及び事業者の協力体制の確立等適切な措置を講じなければならない。
- 3 市は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、それぞれの立場から、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に努めるとともに、これらに関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（相互協力）

第5条 市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を推進するに当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第2章 一般廃棄物処理計画

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

第3章 減量化及び資源化の推進

（市による減量化及び資源化）

第7条 市は、減量化及び資源化に関する市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るとともに、自ら減量化及び資源化に必要な措置を講じなければならない。

（資源回収事業者への支援等）

第8条 市は、資源化を促進するため、資源回収事業者（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集、運搬又は処分を業として行う者をいう。）に対し、必要な協力を求めるとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

（市民による減量化及び資源化）

第9条 市民は、容器等の反復使用、不要品の交換等により減量化に努めるとともに、廃棄物の分別排出、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を用いた製品の使用等により資源化に努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例64号〕

（事業者による減量化及び資源化）

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源の利用、再生利用の容易な製品の開発、当該製品の再生利用の促進に必要な情報提供等を行うことにより、資源化に努めなければならない。

（適正包装等）

第11条 事業者は、事業活動に際して、包装材、容器等（以下「包装材等」という。）の使用基準を定め、包装材等が過剰にならないように努めなければならない。

2 事業者は、事業活動に際して、再生利用できる包装材等を使用するとともに、購入者等から使用後の当該包装材等の受取りを求められたときは、これを回収し、再生利用に努めなければならない。

第4章 廃棄物の適正処理

（市による処理）

第12条 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに、一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

（市民による処理）

第13条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法により容易に処分することができる一般廃棄物を、自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、前項の規定による処分ができない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して排出しなければならない。

(事業者による処理)

第14条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、自らの責任において運搬し、及び処分しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により自ら事業系一般廃棄物を運搬し、及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に準じて行わなければならない。

3 市長は、市の設置する一般廃棄物処理施設(以下「市の処理施設」という。)に事業系一般廃棄物を運搬する事業者に対し、あらかじめ運搬の方法、日時等を指定し、又は運搬する前に焼却、破碎、圧縮その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

4 事業者は、市長がやむを得ない事情があると認めるときに限り、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に基づき、排出することができる。ただし、第19条の多量排出事業者にあつては、この限りでない。

5 前項の場合において、市長は、事業者に対し、排出する事業系一般廃棄物の予測量の届出その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(製品等の適正処理の確保)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理の容易な製品等の開発、製品等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報提供等を行うことにより、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第16条 市長は、製品等のうち廃棄物となった場合に市の処理施設では適正な処理が困難になると認められるものを適正処理困難物として指定し、当該適正処理困難物に係る廃棄物について、一般廃棄物処理計画に基づく市の収集又は市の処理施設への受入れを拒否することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、当該適正処理困難物の製造、加工、販売等を行った事業者に対し、当該適正処理困難物に係る廃棄物の回収その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(排出等禁止物)

第17条 市民及び事業者は、次に掲げる一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に基づく市の収集の際に排出し、又は市の処理施設に運搬してはならない。

- (1) 有害性物質を含む物
- (2) 著しく悪臭を発する物

(3) 危険性を有する物

(4) 容量又は重量が著しく大きい物

(5) 前各号に定める物のほか、市の行う処理に著しい支障を及ぼす物

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理する際、市長の指示に従わなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第17条の2 市、市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者その他市長が指定する者以外の者は、資源化を目的として収集する廃棄物として市長が定めるものを当該廃棄物を排出する場所として一般廃棄物処理計画で定める場所から収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

追加〔平成16年条例28号〕

(市が処理する産業廃棄物)

第18条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

一部改正〔平成15年条例34号〕

第5章 多量排出事業者

(計画書の提出等)

第19条 事業系一般廃棄物の多量排出が見込まれる規則で定める事業者(以下「多量排出事業者」という。)は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理についての業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任するとともに、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の処理に関する実績、減量化及び資源化についての方策等を記載した計画書(以下「計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、廃棄物管理責任者又は前項の規定により提出した計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、多量排出事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該多量排出事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第1項の規定に違反して計画書を提出しない場合

(2) 前項の規定に違反して計画書の変更の届出をしない場合

(3) 計画書に記載された減量化及び資源化についての方策が不十分であると認められる場合

(4) 計画書に記載された減量化及び資源化についての方策が十分実施されていないと認められる場合

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた多量排出事業者が当該勧告に従わなかったときは、当該多量排出事業者に係る事業系一般廃棄物について市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物管理票)

第20条 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物を自ら市の処

理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の必要事項を記載した一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 多量排出事業者は、他人に委託して事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、その委託を受けた者（以下「受託者」という。）に管理票を交付しなければならない。
- 3 受託者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する際、前項の規定により多量排出事業者から交付された管理票を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、多量排出事業者が第1項の規定に違反し、若しくは受託者が前項の規定に違反して管理票を提出しないとき又は提出された管理票に虚偽の記載があると認められるときは、その事業系一般廃棄物について市の処理施設への受入れを拒否することができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 処理手数料等

（一般廃棄物の処理手数料）

第21条 市は、市が行う別表第1に掲げる一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し、同表に定める処理手数料を徴収する。

- 2 前項の処理手数料の額の算定の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項の処理手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成11年条例36号〕

（産業廃棄物処分費用）

第22条 法第13条第2項の規定により徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2に定めるとおりとする。
（一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料等）

第23条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- | | | |
|-------------------------|-------|---------|
| (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | 1件につき | 10,000円 |
| (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 | 1件につき | 10,000円 |
| (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 | 1件につき | 10,000円 |

- | | | |
|---------------------------|-------|---------|
| (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 | 1件につき | 10,000円 |
| (5) 浄化槽清掃業許可申請手数料 | 1件につき | 10,000円 |
| (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 | 1件につき | 5,000円 |
| (7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 | 1件につき | 5,000円 |
| (8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 | 1件につき | 5,000円 |

2 既納の手数料は、還付しない。

一部改正〔平成8年条例26号・12年64号・15年34号〕

第7章 雑則

（報告の徴収等）

第24条 市長は、法第18条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業系一般廃棄物の処理等に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

（立入調査）

第25条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事業所のある土地又は建物に立ち入り、事業系一般廃棄物の処理等に関し必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（清掃指導員）

第26条 減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

追加〔平成16年条例28号〕

（罰則）

第28条 第17条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

追加〔平成16年条例28号〕

（両罰規定）

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して本条の罰金刑を科する。

追加〔平成16年条例28号〕

※ 附則については省略する。

別表第1 (第21条関係)

種 別	取 扱 区 分		手 数 料
し 尿	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出される場合で、世帯、人員及び処理回数によるとき。	定 額 料 金	一世帯につき 月額 120 円 1人につき 月額 260 円 処理回数については、別に定める規定回数以内であること。
	(2) 前号の場合であって規定の回数を超えて処理を行うとき。	超 過 料 金	1回につき 680 円
	(3) 第1号に規定する算出基準により難いとき(月の途中で処理を開始したとき、人員が不特定で排出量が一定しないとき等をいう。)	従 量 料 金	36 リットルにつき 一般家庭及びこれに準ずるもの 310 円 上記以外のもの 360 円
	(4) 浄化槽の清掃を行うとき。	浄化槽 清 掃 料 金	36 リットルにつき 一般家庭及びこれに準ずるもの 320 円 上記以外のもの 370 円
動物の死体 (畜産農業に係るものを除く。以下同じ。)	(1) 市の処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。		1個につき 1,700 円
	(2) 市が収集し、運搬し、及び処分するとき。		1個につき 3,400 円
その他の一般廃棄物	(1) 第14条第4項の規定により排出される事業系一般廃棄物を、市が定期的に収集し、運搬し、及び処分するとき。	特 定 料 金	1キログラムにつき 40 円 1立方メートルにつき 6,800 円
	(2) 一般廃棄物処理計画に基づく収集以外に、市が臨時に収集し、運搬し、及び処分するとき。	特 別 料 金	
	(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出される大型ごみ(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器(以下「特定家庭用機器」という。)を除く。)を、市が個別に収集し、運搬し、及び処分するとき。	大 型 料 金	1個につき 2,000 円を超えない範囲内で規則で定める額
	(4) 一般家庭から排出される特定家庭用機器を、市が個別に収集し、及び特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所まで運搬するとき。	大 型 料 金	1個につき 3,000 円を超えない範囲内で規則で定める額
	(5) 市の処理施設に持ち込まれたものを処理するとき(特定家庭用機器を市が特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所まで運搬するときを含む。)	持 込 料 金	1キログラムにつき 25 円 (廃木材については、30 円) 1立方メートルにつき 3,600 円

備 考

- 1 月の途中で処理を廃止したときのし尿の処理手数料の定額料金及び月の途中で一般廃棄物の排出を廃止したときの一般廃棄物の処理手数料の特定料金は、徴収しない。
- 2 し尿の処理手数料の定額料金については、月の途中で世帯人員に異動を生じても、その月分は変更しない。
- 3 し尿の処理手数料の従量料金及び浄化槽清掃料金を算出する基礎となる数量が36リットル未満のとき又はその数量に36リットル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を36リットルとして計算する。
- 4 一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。以下同じ。)の処理手数料は、重量によるものとし、重量によることが実情に即さないときに限り、容量による。
- 5 一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

一部改正〔平成8年条例26号・12年64号〕

別表第2（第22条関係）

取扱区分	手数料	
第18条の規定により市長が定めた産業廃棄物	1キログラムにつき	50円
	1立方メートルにつき	8,700円

備考

- 産業廃棄物の処分費用は重量によるものとし、重量によることが実情に即さないときに限り、容量による。
- 産業廃棄物の処分費用を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

一部改正〔平成8年条例26号・12年64号〕

5 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

〔平成5年12月1日 規則第41号〕

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般廃棄物の処理等（第3条～第5条）
- 第3章 多量排出事業者（第6条～第12条）
- 第4章 処理手数料（第13条～第16条）
- 第5章 業の許可等（第17条～第27条）
- 第6章 雑則（第28条～第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びに小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年小田原市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第2章 一般廃棄物の処理等

（し尿処理等）

第3条 し尿の処理又は浄化槽の清掃を受けようとする者は、一般廃棄物処理申出・変更届書（様式第1号）により、市長に申し出なければならない。

- 市長は、し尿の処理又は浄化槽の清掃を行ったときは、清掃確認伝票（様式第2号）により、当該し尿の処理又は浄化槽の清掃を受けた者の確認を求めるものとする。

（特定料金に係る平均排出量の認定）

第4条 条例第14条第4項の規定により一般廃棄物処理計画に基づき事業系一般廃棄物を排出しようとする事業者は、一般廃棄物処理申出・変更届書により、市長に申し出るとともに、一般廃棄物（特定）平均排出量認定承諾票（様式第3号）により、1月当たりの平均排出量について市長の認定を受けなければならない。

（一般廃棄物排出の中止等の届出）

第5条 次の各号に規定する者は、当該各号に定めるところにより、速やかに一般廃棄物処理申出・変更届書により、市長に届け出なければならない。

- し尿の処理を受けている者は、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 住所又は世帯及び人員に変更があったとき。
 - イ し尿の処理に係る手数料の取扱区分の変更（定額料金及び従量料金相互間の変更をいう。）をすべき事由が生じたとき。
 - ウ し尿の処理を中止し、又は廃止するとき。

(2) 条例第14条第4項の規定により一般廃棄物処理計画に基づき事業系一般廃棄物を排出している事業者は、次のいずれかに該当するとき。

- ア 排出を中止し、又は廃止するとき。
- イ 1月当たりの平均排出量に変更が生じたとき。

（収集又は運搬の禁止命令）

第5条の2 条例第17条の2第1項の規定に違反する行為を禁止する等の指導を行う者は、当該指導を行う場合は、その身分を示す証明書（様式第3号の2）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 条例第17条の2第2項に規定する命令は、命令書（様式第3号の3）により行うものとする。

追加〔平成17年規則33号〕

第3章 多量排出事業者

（多量排出事業者）

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、市の処理施設に事業系一般廃棄物を運搬する事業者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者又は管理者
- 事業の用に供する建物（学校等の公共施設を除く。）で、床面積の合計が3,000平方メートル以上（同一敷地内に2以上の建物がある場合にあつては、それぞれの建物の床面積の合計が3,000平方メートル以上）のものの所有者、占有者又は管理者

一部改正〔平成15年規則57号〕

（減量化及び資源化計画書）

第7条 条例第19条第1項の計画書は、減量化及び資源化計画書（様式第4号）によるものとし、多量排出事業者は、毎年作成して市長が別に定める日までに提出しなければならない。（自ら運搬する場合の管理票の提出等）

第8条 多量排出事業者は、自ら事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、次に掲げる事項を記載した管理票（様式第5号）を2部作成し、市長に提出しなければならない。

- 多量排出事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- 作成年月日及び廃棄物管理責任者の氏名
- 事業系一般廃棄物の排出場所
- 事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量
- 運搬車の種類、車両番号及び運転者の氏名
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により多量排出事業者から管理票の提

出を受けたときは、運搬された事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、当該管理票に提出の日時を記入するとともに、その1部を自ら保管し、他の1部を当該多量排出事業者へ回付するものとする。

(運搬を委託する場合の管理票の交付等)

第9条 多量排出事業者は、他人に委託して事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、前条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した管理票を4部作成し、受託者に交付しなければならない。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- (2) 受託者の一般廃棄物収集運搬業の許可番号
- (3) 交付年月日

2 前項の規定による管理票の交付は、事業系一般廃棄物の引渡しと同時にを行うものとする。

第10条 前条第1項の規定により管理票の交付を受けた受託者は、引渡しを受けた事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量が当該管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、当該管理票に第8条第1項第5号に規定する事項を記載して、その1部を当該管理票を交付した多量排出事業者へ回付するとともに、当該事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する際、他の3部を市長に提出しなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により市長が受託者から管理票の提出を受けた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、「他の1部」とあるのは「他の2部」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により市長から管理票を回付された受託者は、その1部を自ら保管するとともに、速やかに他の1部を当該管理票を交付した多量排出事業者へ回付しなければならない。

第11条 事業系一般廃棄物の市の処理施設への運搬を委託した多量排出事業者は、前条第1項の規定により回付された管理票と同条第3項の規定により回付された管理票の記載事項を照合し、運搬を委託した事業系一般廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければならない。

2 多量排出事業者は、第9条第1項の規定により受託者に管理票を交付した日から30日以内に前条第3項の規定による管理票の回付がないとき又は当該管理票に係る事業系一般廃棄物が適正に処理されなかつたおそれがあると認めるときは、速やかに当該事業系一般廃棄物の処理の状況を把握するとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存)

第12条 多量排出事業者及び受託者は、回付された管理票を5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、多量排出事業者又は受託者に対し、前項の規定により保存している管理票の提出を求めることができる。

第4章 処理手数料

(大型料金の額)

第13条 条例別表第1に規定する2,000円を超えない範囲内で規則で定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例別表第1に規定する3,000円を超えない範囲内で規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成12年規則76号〕

(徴収時期)

第14条 一般廃棄物の処理手数料(大型料金に係るものを除く。次条において同じ。)の徴収時期は、次の表に定めるとおりとする。

区 分		徴 収 時 期
し尿	定額料金	2月分を一括して、その翌月の末日までに徴収する。
	超過料金、従量料金及び浄化槽清掃料金	処理した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
動物の死体		処理した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
その他の一般廃棄物	特定料金	2月分を一括して、その翌月の末日までに徴収する。
	特別料金	収集した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。
	持込料金	持込みのあった日の属する月の翌月の末日までに徴収する。

一部改正〔平成9年規則2号〕

(手数料の徴収)

第15条 一般廃棄物の処理手数料について使用する納入通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 一般廃棄物の処理手数料について使用する納付書の様式は、様式第6号の2のとおりとする。

3 一般廃棄物の処理手数料について使用する督促状の様式は、様式第6号の3のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則31号・26年24号〕

(減免申請)

第16条 条例第21条第3項の規定により処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書(様式第7号)により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5章 業の許可等

(許可申請)

第17条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可申請書(様式第8号)により、市長に申請しなければならない。

2 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第9号)により、市長に申請しなければならない。

3 前2項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成15年規則57号〕

(許可基準)

第18条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をする場合の基準は、同条第5項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 申請者(特定事由に係る申請者を除く。)が、本市の区域内に事務所又は営業所(個人にあっては、本市の区域内に住所及び事務所又は営業所)を有する者であること。

(2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める基準に従い、自ら事業を的確に遂行するために必要な人員、車両、設備、器材、財政的基礎及び技能を有する者であること。

(3) 申請者(特定事由に係る申請者を除く。)が市税を完納している者であること。

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をする場合の基準は、同条第10項及び前項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事業を遂行するためのごみ処理施設(焼却施設を除く。)

の規模が1日当たり5トン以上の処理能力を有するものであること。

(2) 専ら事業活動に伴って排出される一般廃棄物で市の処理施設において資源化することが困難なものを自らの処理施設で資源化するものであること。

3 第1項第1号及び第3号に規定する特定事由とは、次に掲げる事由をいう。

(1) 専ら本市の区域外において収集した特定家庭用機器を本市の区域内に設けられた特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第17条に規定する指定引取場所まで運搬することのみを目的として一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者であること。

(2) 専ら事業活動に伴って排出される一般廃棄物で市の処理施設において処理することが困難なものを収集し、本市の区域外の処理施設に運搬することのみを目的として一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者であること。

4 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、同法第36条各号に掲げるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 申請者が、第1項第1号及び第3号に該当している者であること。

(2) 申請者が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第3条に定める基準に従い、自ら事業を的確に遂行するために必要な人員、車両、設備、器材、財政的基礎及び技能を有する者であること。

一部改正〔平成9年規則2号・12年76号・15年57号〕

(許可証の交付)

第19条 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき又は同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬・処分業許可証(様式第10号)を交付するものとする。

2 市長は、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第11号)を交付するものとする。

3 前2項の許可証(以下「許可証」という。)の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 許可証の有効期限は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可証については2年、浄化槽清掃業許可証については、許可に付した期限とする。

一部改正〔平成12年規則76号・15年57号〕

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新申請)

第20条 法第7条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする一般廃棄物処分業者(以下「一般廃棄物収集運搬業者等」という。)は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可更新申請書(様式第12号)に一般廃棄物収集運搬・処分業許可証その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該許可証の有効期間満了の日の1月前から行うことができる。

一部改正〔平成15年規則57号〕

(事業範囲の変更許可申請)

第21条 法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者等は、一般廃棄物収集運搬・処分業の事業範囲変更許可申請書(様式第13号)に一般廃棄物収集運搬・処分業許可証その他市長が必要

と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(準用)

第22条 第18条及び第19条の規定は、法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新、同条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業者等の事業の範囲の変更の許可に係る基準及び許可証の交付について準用する。

一部改正〔平成15年規則57号〕

(許可証の再交付)

第23条 許可業者は、許可証を紛失し、破損し、又は汚損したことにより、許可証の再交付を受けようとするときは、許可証再交付申請書(様式第14号)により、市長に申請しなければならない。

2 許可証の破損又は汚損により、前項の規定による申請を行う者は、前項の申請書に当該破損し、又は汚損した許可証を添付するものとする。

3 許可証の紛失により許可証の再交付を受けた許可業者が、当該紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

(廃業等の届出)

第24条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは第38条の規定による廃業等の届出は、許可申請事項変更届書(様式第15号)によるものとする。

2 前項の届書には、許可証を添付しなければならない。

(許可の取消し等)

第25条 市長は、法第7条の3、法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項に定める場合のほか、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 第18条の基準に適合しなくなったとき。

(3) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書(様式第16号)又は事業停止命令書(様式第17号)により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則57号・16年規則33号〕

(許可証の返還)

第26条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 業を廃止したとき。

(2) 許可証の有効期間が満了したとき。

(3) 許可を取り消されたとき。

(4) 業の全部の停止を命ぜられ、又は休止したとき。

(実績報告書)

第27条 許可業者は、毎月20日までに、当該許可に係る事業に関する前月の実績を、一般廃棄物収集運搬・処分事業実績報告書(様式第18号)又は浄化槽清掃事業実績報告書(様式第19号)により市長に報告しなければならない。

第6章 雑則

(立入調査員証)

第28条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第20号)とする。

(清掃指導員)

第29条 条例第26条の清掃指導員は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 清掃指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導
- (2) 廃棄物の減量及び再利用に関する指導
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(清掃指導員の証票)

第30条 清掃指導員の身分を示す証明書は、清掃指導員証(様式第21号)とする。

2 清掃指導員は、職務の執行に当たり、常に清掃指導員証を

携帯し、関係人からその提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(実施細目)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

※ 附則、別表、様式については省略する。

6 小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例

[平成6年9月30日 条例第19号]

題名改正 [平成21年条例16号]

目次

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 禁止行為等(第8条～第11条)
- 第3章 環境美化促進重点地区及び深夜花火禁止区域(第12条・第12条の2)
- 第4章 周辺環境美化対策施設(第13条～第15条)
- 第5章 自動販売機の届出及び回収容器の設置等(第16条～第22条)
- 第6章 雑則(第23条～第25条)
- 第7章 罰則(第26条～第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例(平成6年小田原市条例第17号。以下「基本条例」という。)の本旨を達成するため、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止し、並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙を規制することに関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

一部改正 [平成21年条例16号]

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
 - (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすをいう。
 - (3) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。
 - (4) 事業者 容器に収納する飲料を製造する者及び容器に収納した飲料を販売する者並びにたばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者をいう。
 - (5) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
 - (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
 - (7) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。
 - (8) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。
 - (9) 落書き 道路、河川、公園その他の公共施設又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物若しくは工作物に、その所有者又は管理者の承諾を得ないで塗料、墨等によりみだりに文字、図形又は絵画を書くことをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の例による。

一部改正 [平成13年条例16号・21年16号]

(市の責務)

第3条 市は、基本条例第2条に定める環境の保全等に関する政策の理念にのっとり、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱の防止並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙の規制に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保に関し、市民等、事業者及び所有者等の意識を啓発するよう努めるものとする。

一部改正 [平成21年条例16号]

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物を持ち帰り、又は回収容器に收容すること等により、自らの責任において適正に処分するよう努めるものとする。

2 市民等は、道路、河川、公園その他の公共施設の美化に協力するとともに、落書き等の行為によって他人が所有し、占有し、又は管理する建物又は工作物の美観を損なわないよう努めなければならない。

3 市民等は、花火をするときは、花火の燃えかす等の廃棄物の散乱の防止に努めるとともに、近隣住民に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならない。

4 市民等は、歩行中又は自転車の運転中には喫煙をしないようにし、喫煙するには携帯用灰皿を携帯し又は灰皿が設置されている場所でするとともに、他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならない。

5 市民等は、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

一部改正 [平成21年条例16号]

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、消費者の意識を啓発するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(所有者の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するために必要な措置を講ずることにより、当該土地の環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(財産権の尊重)

第7条 市は、この条例の運用に当たっては、関係者の所有権その他の権利を尊重するよう留意しなければならない。

第2章 禁止行為等

(空き地の管理)

第8条 市長は、空き地(現に人が使用していない土地(現に

人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
 - (2) 周囲の美観を著しく損なうとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の環境美化を害するおそれがあるとき。
- (清潔の保持)

第9条 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年小田原市条例第23号)第6条の規定による一般廃棄物処理計画に基づき指定された集積場所に廃棄物を排出する者は、当該一般廃棄物処理計画に従わない方法又は当該集積場所の清潔若しくは市の収集作業を阻害するような方法若しくは形態によって廃棄物を排出してはならない。

(禁止行為等)

第10条 何人も、道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに投棄してはならない。

2 市民等は、犬又はねこを飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。
- (2) 道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をふん尿等の汚物で汚さないこと。

3 市民等は、海岸、道路、公園、広場、河川その他市民等が自由に入出入りすることができる場所において、深夜に花火をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令による許認可を受けた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に支障がないものと認めて承認した場合

4 市民等は、落書きをしてはならない。

5 市民等は、第12条第1項の環境美化促進重点地区区内において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙(火のついたたばこを所持する行為を含む。)をしてはならない。

一部改正〔平成21年条例16号〕

(勧告及び命令)

第10条の2 市長は、前条第4項若しくは第5項の規定に違反した者又は第12条の2第1項の深夜花火禁止区域内において深夜に花火をした者に対し、行為の中止、原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は当該勧告に従わない者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。

追加〔平成21年条例16号〕

(代執行)

第11条 市長は、第10条第1項の規定に違反して道路、河川、公園その他の公共施設に廃棄物をみだりに投棄した者(次項において「不法投棄者」という。)に対し、当該公共施設の美観の保護に支障があると認めるときは、相当の期限を定めて、当該廃棄物の回収その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の措置命令を受けた不法投棄者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該不法投棄者のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該不法投棄者から徴収することができる。

一部改正〔平成21年条例16号〕

第3章 環境美化促進重点地区及び深夜花火禁止区域

一部改正〔平成21年条例16号〕

(美化重点地区の指定等)

第12条 市長は、特に環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図るため、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱の防止及び屋外の公共の場所における喫煙の規制を積極的に推進することが必要であると認める地区を、環境美化促進重点地区(以下「美化重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により美化重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、小田原市環境審議会(以下「審議会」という。)及び当該指定しようとする地区内の住民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、美化重点地区を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示するとともに、当該美化重点地区にその旨を掲示しなければならない。

4 前2項の規定は、美化重点地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成21年条例16号〕

(深夜花火禁止区域の指定等)

第12条の2 市長は、海岸、道路、公園、広場、河川その他市民等が自由に入出入りすることができる場所における深夜の花火が生活環境の保全上著しく支障を来すおそれがあると認める区域を、深夜花火禁止区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、深夜花火禁止区域について準用する。

追加〔平成21年条例16号〕

第4章 周辺環境美化対策施設

(美化対策施設の指定等)

第13条 市長は、特に周辺地域に対して当該施設の運営に起因する廃棄物の散乱の防止を積極的に推進することが必要であると認める施設を、周辺環境美化対策施設(以下「美化対策施設」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により美化対策施設を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び当該施設の所有者、占有者又は管理者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、美化対策施設を指定したときは、速やかにその旨及びその施設の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、美化対策施設の指定の解除について準用する。

(散乱防止の対策等)

第14条 前条第1項の規定により美化対策施設として指定された施設の所有者、占有者又は管理者(以下「美化対策施設の所有者等」という。)は、自らの責任において当該美化対策施設の周辺地域について、当該美化対策施設の運営に起因する廃棄物の散乱を防止するための対策を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、美化対策施設の所有者等に対し、前項の規定による廃棄物の散乱を防止するための対策についての資料の提出を求めることができる。

(勧告及び報告)

第15条 市長は、美化対策施設の所有者等が前条第1項の規定による廃棄物の散乱を防止するための対策を講じていないと認めるときは、当該美化対策施設の所有者等に対し、相当の期限を定めて、廃棄物の散乱を防止するための対策を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた美化対策施設の所有者等に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第5章 自動販売機の届出及び回収容器の設置等

(自動販売機の届出)

第16条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により容器に収納した飲料(以下「容器飲料」という。)を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の型式及び番号
- (3) 自動販売機の設置場所
- (4) 回収容器の設置場所及び管理方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更等の届出)

第17条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る自動販売機による容器飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第18条 届出者から第16条の規定による届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該自動販売機に係る届出者の地位を承継する。

2 届出者について相続、合併又は分割(当該届出に係る自動販売機による容器飲料の販売に係る権利を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該自動販売機による容器飲料の販売に係る権利を承継した法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年条例16号〕

(届出済証)

第19条 市長は、第16条、第17条第1項又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対して届出済証を交付するものとする。

2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をちょう付しておかなければならない。

3 第1項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。

5 第2項の規定は、前項の規定により届出済証の再交付を受けた者について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第20条 自動販売機により容器飲料を販売する者(以下「自動販売業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該自動販売機について、空き缶等の散乱を防止するため回収容器を設置し、及びこれを適正に管理しなければならない。

(勧告及び報告)

第21条 市長は、自動販売業者が前条の規定に違反しているときは、当該自動販売業者に対し、相当の期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた自動販売業者に対

し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(命令及び公表)

第22条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた自動販売業者が当該勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該勧告に従うべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令しようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定による命令を受けた自動販売業者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

一部改正〔平成9年条例25号〕

第6章 雑則

(立入調査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物が散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境美化推進員)

第24条 市長は、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するため、規則で定めるところにより、環境美化推進員を選任する。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第26条 第22条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第27条 第16条、第17条第1項又は第18条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 美化重点地区内において、空き缶等又は吸い殻等をみだりに投棄した者

(2) 第10条の2の規定による命令(第10条第5項の規定に違反した者に対するものに限る。)に違反した者

(3) 第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第19条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出済証のちょう付をしなかった者

(5) 第19条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第23条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

一部改正〔平成21年条例16号〕

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

※ 附則については省略する。

用語解説

(ア行)

おだわら環境メールニュース

小田原市が発行するメールマガジンの1つ。環境イベントや環境に関する種々の情報を登録者に配信するサービス。

(カ行)

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。OECD（経済協力開発機構）が提唱した。循環型社会形成推進基本法にも、この考え方が取り入れられている。循環型社会形成推進基本法は、事業者の責務として廃棄物の減量化、適正処理に加えて、製品や容器がリサイクル利用されやすいように、リサイクルの仕組みが整備されれば製品や容器を引き取り、リサイクルすることを規定し、拡大生産者責任の考え方を導入している。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所やお風呂などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。対象となる使用済み廃家電の排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者は、これを引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は、引き取った廃家電を定められた率以上にリサイクル（原料としての利用または熱回収）する。資源の有効利用と廃棄物減量のために制定された。

環境基準

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。

環境美化推進員

「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」に基づき、地域の環境美化の促進と美観を保護するため、地域の自主的奉仕活動の状況調査及び奉仕活動団体との連絡調整、市が実施する空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱防止に関する施策への協力を行うものとされている。

環境美化促進重点地区

「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」に基づき、小田原駅周辺を環境美化促進重点地区に指定し、空き缶や吸い殻などをみだりに投棄した者に対して2万円以下の罰金を課すこととしている。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物の分別・リサイクルなどを定めた法律。一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者は、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務付けた。対象となる建設資材は、コンクリート、アスファルト、木材。

工事の発注者や施工者には、工事の時期や工程、建設資材の種類や量などを事前に都道府県知事に届け出ることが義務付けられた。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

平成25年4月から施行。使用済小型家電（デジタルカメラ、携帯電話等）の再資源化を促進するための環境整備が目的。

この法律では、市町村が主体となって小型家電を回収し、それを国が認定した事業者へ引き渡すことが制度の根幹となっている。

ゴミダス

小田原市が発行するごみ問題や環境問題を考えていくための啓発情報誌。ごみの分別方法やごみのリサイクルをはじめ、関する情報を提供し、意識啓発を図る。

(サ行)

最終処分場

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋め立てか海洋投棄される。最終処分は埋め立てが原則とされている。最終処分場については、構造基準と維持管理基準が定められている。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたり、リサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり、部品などを再使用するべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定している。

循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。平成12年に日本は循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法は、循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない(2)出たごみはできるだけ利用する(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。

小田原市としても、市民一人一人が地球温暖化などの地球規模の環境問題から身近な廃棄物問題を自分自身のこととしてとらえ、ライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、行政が連携・協働して5つのR（Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle）の取り組みを推進し、省資源・循環型社会の構築を目指している。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として平成12年制定。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的で以下の特徴を持つ。(1) 循環型社会の定義を明らかにした(2) 廃棄物や生産活動で排出される不要物などのうち、売れるか売れないかに関わらず、再び利用できるものを「循環資源」と定義し、循環資源の再利用やリサイクル推進を定めた(3) 廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にした(4) 廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制→再利用→再生利用→熱回収(サーマルリサイクル)→適正処分と定めた。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示すものである。

焼成処理

ごみ焼却灰を約1,000℃で焼き固めて、無害化する処理方法。生成された人工砂は、路盤材や雑草抑制資材などにリサイクルされる。

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。平成19年度に改正され、食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられた。

清掃指導員

「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に規定されており、ごみ集積場所の維持管理や廃棄物の分別に関する指導などを行うものとされている。

その他紙

ひもで縛ることが難しい小さな紙で、菓子箱、メモ紙、レシートなどをいう。平成17年度から新しく分別品目に追加した。

(夕行)

多量排出事業者

(1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者または管理者であること(2) 事業の用に供する建物で、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものの所有者、占有者または管理者であることのどちらかに該当するものをいう。

多量排出事業者には、「減量化及び資源化計画書」の提出が義務付けられている。

段ボールコンポスト事業

本市の特徴的な施策の一つ。生ごみ堆肥化検討委員会での報告に基づいた各家庭で段ボールを利用した生ごみ堆肥化の取組。市民団体の生ごみクラブとともに活動中。

ちゅう芥類

家庭の台所やレストランの厨房から出される野菜くず、魚や肉などの調理くず、残飯くずなどで生ごみともよばれる。

中間処理

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生

物学的な手段によって、廃棄物の形態、外観、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。

最終処分(埋め立ておよび海洋投入)に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいう。

不用物を処分しても自然界に悪影響を与えないように、あらかじめ、人為的に汚濁物質や有害物質を除去・無害化したり、減容・安定化したりする操作の全てを含み、脱水、乾燥、焼却、破碎、解体、熔融、ガス化、中和、改質、分解、醗酵などが主要な方法。分別もまた広い意味での中間処理の概念に包括される。

特定ごみ

「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、市が定期的に収集運搬し、処分する事業系一般廃棄物をいう。ただし、1ヶ月当たりの排出量が300kg以下としている。

(ナ行)

農業集落排水処理施設

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、窒素、りん等を除去し、公共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図るものである。

(ハ行)

焙焼処理

ごみ焼却灰を熔融直前の温度(1,050℃程度)で焙焼し、無害化したものを軟弱地盤固化材、セメント骨材などにリサイクルすること。

BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や海水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと。単位は一般にmg/lで表す。

この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質(有機物)が多く、水質が汚濁していることを意味する。

ピックアップ

燃せないごみとして回収されたものは、環境事業センター内のリサイクルセンターに集められる。集められたものの中から、市指定の小型家電に該当するものを抜き取ること。

(マ行)

3つのガイドライン

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針(平成25年3月改正)における市町村の役割を支援するため、平成19年6月に国が策定した。

- ① 一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること。
- ② 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進すること。
- ③ 一般廃棄物処理システムの変更等の際には、その必要性と環境負荷、経済面等に係る利点を、住民や事業者に明確に説明すること。

(ヤ行)

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装ごみのリサイクルを製造者や販売者に義務付けた法律。平成7年制定。経済産業省・環境省所管。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。平成9年度にガラス容器とペットボトルを対象に施行された。平成12年度には全面施行され、飲料用以外の紙製容器包装とプラスチック製で飲料、醤油充てんのペット容器以外が対象に加わった。

法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーや容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルが義務付けられる。一般廃棄物のうち容器包装ごみは、容積で6割、重量で2割を占める。

溶融処理

ごみ焼却灰をおおむね1,200℃以上の高温で液状に溶かした後、冷却してガラス質の固化物（溶融スラグ）を得ること。溶融処理によって焼却灰に含有する金属類のうち、低沸点の重金属類（水銀、鉛、カドミウム、亜鉛など）は揮発してガス化し、残存する重金属類はガラス質の主成分であるシリカの網目構造中に閉じ込められるため、溶融固化物中の重金属類の含有量は低減され、溶出防止にも高い性状を持つ。

また、溶融固化物は路盤材やコンクリート用骨材などの土木・建築資材に利用できることから、資源リサイクルと最終処分場の延命効果が期待されている。